

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	29
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正 (2件) (")	29

規 則

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第61号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。
第5条中「するものとする」を「しなければならない」に改める。
第6条第1項中「において」を「において読み替えて」に改め、同条第2項中「次の」を「次の各号の」に改める。

第7条の見出し中「作成」を「記載事項」に改め、同条第1項及び第2項中「記載するものとする」を「記載しなければならない」に改め、同条第3項及び第4項中「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改め、同条第5項中「条例第6条第1項に規定する方法書には、同条第2項の規定により」を「方法書において、条例第6条第2項の規定に基づき」に、「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改める。

第8条の見出し中「環境影響」を「対象事業に係る環境影響」に、「範囲と」を「範囲である」とに改め、同条中「対象事業に係る条例第7条の」を「条例第7条の対象事業に係る」に改める。

第9条及び第11条中「方法書」を「方法書及び要約書」に改める。
第12条第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同条第5号中「方法書」を「方法書及び要約書」に改める。

第13条第1項中「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「及び方法書の概略を記載した書類」を「を記載した書類及び要約書」に、「当該書類」を「当該書類及び要約書」に改め、同条第2項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第14条の次に次の4条を加える。
(方法書の公表の方法)

第14条の2 条例第8条第2項の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のウェブサイトに掲載すること。
- (2) 県のウェブサイトに掲載すること。
- (3) 条例第7条の市町村の協力を得て、条例第7条の市町村のウェブサイトに掲載すること。
(説明会の開催方法)

第14条の3 条例第8条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要があると認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催しなければならない。
(説明会の開催についての公告の方法)

第14条の4 条例第8条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 官報に掲載すること。
- (2) 高知県公報又は広報紙に登載すること。
- (3) 条例第7条の市町村の協力を得て、条例第7条の市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

と。

(4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

2 条例第8条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域

(4) 条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（事業者の責めに帰することができない事由）

第14条の5 条例第8条の2第4項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

第15条第1項中「記載するものとする」を「記載しなければならない」に改め、同項第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同条第2項中「記載するものとする」を「記載しなければならない」に改める。

第17条の見出し中「作成」を「記載事項」に改め、同条第1項中「記載するものとする」を「記載しなければならない」に改め、同条第2項中「資料」を「その他の資料」に、「資料並びに」を「その他の資料並びに」に改め、同条第3項及び第5項中「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改め、同条第6項中「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改め、同項第1号中「よりよい」を「より良い」に改め、同条第7項中「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改め、同条第8項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第9項中「条例第14条第1項に規定する準備書には、同条第2項」を「準備書において、条例第14条第2項」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改める。

第18条の見出し中「環境影響」を「対象事業に係る環境影響」に、「範囲と」を「範囲である」とに改め、同条中「条例第15条に規定する」を削る。

第19条中「準備書」を「準備書及び要約書」に改める。

第21条中「規定による」を「規定による準備書及び要約書の」に、「第11条中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と、同条第1号」を「第11条第1号」に改める。

第22条第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同条第5号中「準備書」を「準備書及び要約書」に改める。

第23条中「第13条第1項第1号中「及び方法書の概略を記載した書類」とあるのは「を記載した書類及び要約書」と、「当該書類」とあるのは「当該書類及び当該要約書」と、同項第3号中「方法書」とあるのは「準備書」を「第13条第1項第1号及び第2号中「次条」とあるのは「第23条において読み替えて準用する次条」に改める。

第24条から第27条までを次のように改める。

（準備書の公表）

第24条 第14条の2の規定は、条例第16条第2項の規定による準備書及び要約書の公表について準用する。この場合において、第14条の2第3号中「条例第7条の市町村の協力を得て、条例第7条の市町村」とあるのは、「関係地域が所在する市町村の協力を得て、当該市町村」と読み替えるものとする。

（説明会の開催方法等）

第25条 第14条の3から第14条の5までの規定は、条例第17条の規定による準備書説明会の開催方

法等について準用する。この場合において、第14条の3中「条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、第14条の4第1項第3号中「条例第7条の市町村の協力を得て、条例第7条の市町村」とあるのは「関係地域が所在する市町村の協力を得て、当該市町村」と、同条第2項第4号中「条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第26条及び第27条 削除

第31条第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第34条第1項中「議長」を「議長（以下「議長」という。）」に改める。

第37条第3号中「住所」を「住所（法人その他の団体にあっては、出席した公述人の氏名及び役職名）」に改める。

第39条の見出し中「条例第22条第1項第1号の規則で定める」を削り、同条第1項及び第2項第3号中「同条の」を「同条に規定する」に改める。

第41条の見出し中「作成」を「記載事項」に改め、同条第2項中「明らかにするものとする」を「明らかにしなければならない」に改める。

第42条第1項中「評価書」を「評価書及び要約書」に改め、同条第2項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第44条中「規定による」を「規定による評価書及び要約書の」に、「第11条中「方法書」とあるのは「評価書及び要約書」と、同条第1号」を「第11条第1号」に改める。

第45条第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第46条中「第13条第1項第1号中「及び方法書の概略を記載した書類」とあるのは「を記載した書類及び要約書」と、「当該書類」とあるのは「当該書類及び当該要約書」と、同項第3号中「方法書」とあるのは「評価書」を「第13条第1項第1号及び第2号中「次条」とあるのは「第46条において読み替えて準用する次条」に改める。

第47条の見出し中「条例第25条ただし書の規則で定める」を削る。

第48条第2項第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同項第2号及び第3号中「において」を「において読み替えて」に改める。

第49条第1項中「に該当する」を「の規定に該当する」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第3項第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同項第4号中「第27条第1項第3号」を「第27条第1項第3号の規定」に、「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改め、同条第5項中「第29条第4項」を「第29条第8項」に改める。

第50条の見出し中「条例第28条第2項の規則で定める」を削り、同条第1項及び第2項第3号中「同条の」を「同条に規定する」に改める。

第51条第1項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第3項第1号及び第4号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第52条第1項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第3項第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第53条第1項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第3項第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第54条中「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第55条中「条例第33条第1項の」を削り、「記載するものとする」を「記載しなければならない」に改め、同条第1号及び第6号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。

第58条中「規定による」を「規定による事後調査報告書の」に、「第11条中「方法書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第1号」を「第11条第1号」に改める。

第59条第1号中「代表者の氏名及び」を「代表者の職名及び氏名並びに」に改める。
第60条第1項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）	第34条第1項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとするとき
	その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第二種事業を実施しようとする者の氏名
第5条第2項	この条を	高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号。以下この条において「施行規則」という。）第60条第1項の規定により読み替えて適用されるこの条を
第5条第3項第1号及び第2号	この条を	施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用されるこの条を
	及び前項に規定する市町村長	、前項に規定する市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者
第5条第4項	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第5条第5項	第26条第2項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第2項
第5条第6項	第二種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	この条を	施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用されるこの条を
第5条第7項	市町村長	市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者
第5条第9項	第26条第2項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第2項

第60条第2項中「第6条の」を「第6条並びに別表第1の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第5条中「条例第5条第1項」とあるのは「第60条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第6条第1項中「条例第5条第3項（同条第4項及び条例第26条第2項）」とあるのは「第60条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項（同条第4項及び第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項）」と、同条第2項第1号中「別表第1」とあるのは「第60条第2項の規定により適用される別表第1」とする。
第61条第1項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	事業者は、対象事業	第34条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第6条第1項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第6条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
	第29条	高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号。以下「施行規則」という。）第61条第1項の規定により読み替えて適用される第29条
	「対象事業実施区域」	「都市計画対象事業実施区域」

第6条第1項 第4号	対象事業	都市計画対象事業
第7条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	次条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条
第8条第1項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
	事業者	都市計画決定権者
第8条第2項	事業者	都市計画決定権者
	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
第8条の2第1項	事業者	都市計画決定権者
	前条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項
	第7条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第7条
第8条の2第2項	事業者	都市計画決定権者
第8条の2第3項	事業者	都市計画決定権者
	第7条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第7条
第8条の2第4項	事業者	都市計画決定権者
第9条第1項	第8条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項
	事業者	都市計画決定権者

第10条	事業者	都市計画決定権者
	前条第1項の期間	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項の期間
	第7条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第7条
	前条第1項の規定	同項の規定により読み替えて適用される前条第1項の規定
第11条第1項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
	事業者	都市計画決定権者
第11条第2項 及び第4項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
第12条	事業者	都市計画決定権者
	前条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項
	第9条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第9条第1項
	第6条第1項第4号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第4号
	対象事業	都市計画対象事業
第13条	事業者	都市計画決定権者
	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
	対象事業	都市計画対象事業
第14条第1項	事業者	都市計画決定権者
	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条

	により対象事業	により都市計画対象事業			から第5項まで
第14条第1項 第1号	第6条第1項第1号から第3号まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第1号から第3号まで		事業者	都市計画決定権者
第14条第1項 第2号	第9条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第9条第1項		第17条第2項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第17条第2項
第14条第1項 第3号	第11条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第11条第1項		第17条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第17条第1項
第14条第1項 第6号エ	対象事業	都市計画対象事業	第18条第1項	第16条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第16条第1項
第15条	事業者	都市計画決定権者		事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業		前条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項
	第9条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第9条第1項	第20条第1項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
	第13条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第13条		事業者	都市計画決定権者
	第7条	同項の規定により読み替えて適用される第7条	第20条第4項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条
	次条	同項の規定により読み替えて適用される次条		事業者	都市計画決定権者
第16条第1項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条		次条第1項	同項の規定により読み替えて適用される次条第1項
	事業者	都市計画決定権者	第21条第1項	前条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項
第16条第2項	事業者	都市計画決定権者	第21条第2項	事業者	都市計画決定権者
第17条第1項	事業者	都市計画決定権者	第22条第1項	事業者	都市計画決定権者
	前条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項		第20条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第20条第1項
第17条第2項	第8条の2第2項から第5項まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条の2第2項		第18条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第18条第1項

	対象事業に該当する	都市計画対象事業に該当する
第22条第1項 第1号	第6条第1項第2号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	同条から第24条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで（第6条第2項及び第14条第2項を除く。）
第22条第1項 第2号	第6条第1項第1号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第1号
	次条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条
第22条第1項 第3号	対象事業	都市計画対象事業
第22条第2項 及び第4項	事業者	都市計画決定権者
第22条第5項	事業者は	都市計画決定権者は
第22条第5項 第1号	第14条第1項各号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項各号
第22条第5項 第2号	第18条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第18条第1項
第22条第5項 第3号	第20条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第20条第1項
第22条第5項 第4号	事業者	都市計画決定権者
第23条	事業者	都市計画決定権者
	次条	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条
第24条第1項	前条	施行規則第61条第1項の規定により読

		み替えて適用される前条
	事業者	都市計画決定権者
第24条第2項	事業者	都市計画決定権者
第25条	事業者	都市計画決定権者
	第8条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項
	前条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前条第1項
	第6条第1項第2号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	第22条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第22条第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	第6条から前条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から前条まで（第6条第2項及び第14条第2項を除く。）
第26条第1項	事業者	都市計画決定権者
	第8条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項
	第24条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
	第6条第1項第2号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の

		規定により都市計画に定めよう	第27条第1項	事業者	都市計画決定権者
	第5条第1項	施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第1項		第8条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項
第26条第2項	第5条第2項及び第3項	施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第2項及び第3項		第24条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
	「前項」とあるのは「第26条第1項」と	「前項」とあるのは「高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号。次項において「施行規則」という。）第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第1項」と	第27条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
	第26条第2項において読み替えて準用する前項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第2項において読み替えて準用する、施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される前項	第27条第1項第2号	第6条第1項第2号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	「第1項」とあるのは「第26条第1項」と	「第1項」とあるのは「施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第1項」と	第27条第2項	前項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される前項
	「第26条」	「施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条」	第28条第1項	事業者	都市計画決定権者
	「同条第2項において読み替えて準用する前項」	「施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第26条第2項において読み替えて準用する、施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される前項」		第24条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
第26条第3項	第5条第3項第2号	施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号		対象事業	都市計画対象事業
	当該事業者	当該都市計画決定権者		第22条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第22条第1項
第26条第4項	第5条第3項第2号	施行規則第60条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号	第29条第1項	事業者	都市計画決定権者
				第24条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
				対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
				対象事業の	都市計画対象事業の
				第14条第1項第5号又は第6号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項第5号又は第6号
				対象事業について	都市計画対象事業について
				第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条

		まで（第6条第2項及び第14条第2項を除く。）又は第12条から第24条まで（第14条第2項を除く。）
第29条第2項	事業者	都市計画決定権者
第29条第4項	第25条から前条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第25条から前条まで（第27条第1項第3号及び第3項並びに前条第2項から第5項までを除く。）
	同条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第28条第1項
	次条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条第1項
第29条第5項	事業者	都市計画決定権者
	第24条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで（第6条第2項及び第14条第2項を除く。）又は第12条から第24条まで（第14条第2項を除く。）
第29条第6項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	第6条から第24条まで又は第12条から第24条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条から第24条まで（第6条第2項及び第14条第2項を除く。）又は第12条から第24条まで（第14条第2項を除く。）
第29条第7項	事業者	都市計画決定権者
第29条第8項	第25条から前条まで	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第25条から前条ま

		で（第27条第1項第3号及び第3項並びに前条第2項から第5項までを除く。）
	対象事業	都市計画対象事業
	同条第1項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第28条第1項
	次条第6項	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される次条第6項
第30条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第30条第2項	当該対象事業	当該都市計画対象事業
第31条	事業者	都市計画決定権者
	当該対象事業	当該都市計画対象事業

第61条第2項中「第51条を除く。）」を「第51条を除く。）並びに別表第2及び別表第3」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	対象事業に	対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に
	条例第6条第1項第2号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第2号
	のうち対象事業	のうち都市計画対象事業

第7条第1項 第1号から第 3号まで	対象事業	都市計画対象事業
第7条第1項 第4号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第7条第1項 第5号	対象事業	都市計画対象事業
第7条第2項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第3号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
第7条第3項	第1項第4号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第1項第4号
	前項	同条第2項の規定により読み替えて適用される前項
第7条第4項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第1項第4号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第4号
第8条	対象事業に	都市計画対象事業に
	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第9条	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第10条	条例第8条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第11条	条例第8条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第11条第1号	条例第7条に	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条に

第11条第2号	事業者	都市計画決定権者
第12条	条例第8条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第12条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第12条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第12条第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第12条第4号	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	対象事業	都市計画対象事業
第12条第7号	条例第9条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第13条第1項	条例第8条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第13条第1項 第1号及び第 2号	次条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される次条
第14条	条例第8条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項
	第12条各号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第12条各号
第14条の2	条例第8条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項
第14条の2第 1号	事業者	都市計画決定権者
第14条の3	条例第8条の2第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第1項

	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第14条の4第1項	条例第8条の2第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第14条の4第2項	条例第8条の2第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第14条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第14条の4第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第14条の4第2項第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第14条の4第2項第4号	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	対象事業	都市計画対象事業
第14条の5	条例第8条の2第4項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
第14条の5第2号	事業者以外	都市計画決定権者以外
第15条第1項	条例第9条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第16条	条例第11条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項
第17条第1項	対象事業に係る条例第14条第1項第1号	都市計画対象事業に係る第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号

	のうち対象事業	のうち都市計画対象事業
第17条第1項第1号	第7条第1項第1号から第4号まで	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第1項第1号から第4号まで
第17条第1項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業
第17条第2項	第7条第2項	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第1号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第1号
	条例第6条第1項第3号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項第3号
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第17条第3項	第1項第1号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第1項第1号
	第7条第1項第4号	同条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第1項第4号
	前項	第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項
	同条第2項	、同条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第2項
第17条第4項	第7条第4項	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第4項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第5号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第5号
第17条第5項	対象事業	都市計画対象事業

	条例第14条第1項第6号ア	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ア
第17条第5項第6号	事業者以外	都市計画決定権者以外
第17条第6項	対象事業に係る条例第14条第1項第6号イ	都市計画対象事業に係る第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号イ
第17条第6項第1号	以下この条	以下第61条第2項の規定により読み替えて適用されるこの条
	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第17条第7項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号ウ	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号ウ
第17条第7項第5号及び第6号	事業者以外	都市計画決定権者以外
第17条第8項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号エ	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号エ
第18条	第8条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第8条
第19条	第9条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第9条
	条例第15条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第20条	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	条例第16条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項

第21条	第11条の	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第11条の
	条例第16条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
	第11条第1号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第11条第1号
第22条	条例第16条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第22条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第22条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第22条第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第22条第7号	条例第18条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第23条	第13条及び	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第13条及び
	条例第16条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	都市計画決定権者
	第13条第1項第1号及び第2号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第13条第1項第1号及び第2号
	準用する次条	準用する、同項の規定により読み替えて適用される次条
	第14条中	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第14条中
第24条	第14条の2の	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第14条の2の

	条例第16条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項	第32条第1項	前条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される前条
	第14条の2第3号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第14条の2第3号	第32条第2項	事業者	都市計画決定権者
第25条	第14条の3	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第14条の3	第32条第3項	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	条例第17条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条	第33条第1項	第31条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第31条
	第14条の4第1項第3号	同項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項第3号	第36条第1項	前条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される前条
第28条	第15条の	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第15条の	第37条	条例第21条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項
	条例第18条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項	第37条第1号	対象事業	都市計画対象事業
	第15条第1項第2号及び第3号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第15条第1項第2号及び第3号	第38条	第30条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第30条
第29条	条例第20条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項	第39条第1項	条例第22条第1項第1号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項第1号
第30条第1項	条例第21条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項		別表第2	第61条第2項の規定により読み替えて適用される別表第2
第30条第1項第2号	第22条第1号から第3号まで	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第22条第1号から第3号まで		対象事業	都市計画対象事業
第30条第1項第3号	次条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される次条	条例第7条	同条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条	
第30条第2項	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条	第39条第2項	条例第22条第1項第1号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項第1号
第30条第3項	事業者	都市計画決定権者	第39条第2項第2号	別表第2	第61条第2項の規定により読み替えて適用される別表第2
第31条第2号	対象事業	都市計画対象事業		対象事業	都市計画対象事業
			第39条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
				条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条

第40条第1項	条例第22条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第2項
第40条第2項	条例第22条第4項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条第4項
第41条第1項	第17条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第17条（第9項を除く。）
第42条第1項	第9条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第9条
	条例第23条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条
第42条第2項	条例第23条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条
	別表第3	第61条第2項の規定により読み替えて適用される別表第3
	対象事業	都市計画対象事業
第43条	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	条例第24条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項
第44条	第11条の	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第11条の
	条例第24条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項
	第11条第1号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第11条第1号
第45条	条例第24条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項
第45条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称

第45条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第45条第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第46条	第13条及び	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第13条及び
	条例第24条第2項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項
	事業者	都市計画決定権者
	第13条第1項第1号及び第2号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第13条第1項第1号及び第2号
	準用する次条	準用する、同項の規定により読み替えて適用される次条
	第14条中	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第14条中
第47条	第39条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第39条
	条例第25条ただし書	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条ただし書
第48条第1項	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	条例第26条第4項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第4項
第48条第2項	条例第26条第4項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第4項
第48条第2項第1号	条例第26条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項の規定による届出をした者の名称
第48条第2項第2号及び第	条例第26条第2項において読み替えて準用する条例第5条第3項第2号	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項において

3号		読み替えて準用する、第60条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項第2号			適用される条例第27条第1項
第48条第3項	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条		により、同項第3号の規定に該当することとなった場合にあっては別記第4号様式によりしなれば	によりしなれば
	条例第29条第4項において準用する条例第26条第4項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第4項において準用する、第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第4項			第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	前項第1号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される前項第1号			第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	準用する条例第26条第1項	準用する、第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項			第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	準用する条例第26条第2項	準用する、第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項			第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	第48条第4項	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条		
第48条第4項	条例第29条第8項において準用する条例第26条第4項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第8項において準用する、第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第4項			都市計画対象事業
	第2項第1号	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第2項第1号			第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項第1号又は第2号
	準用する条例第26条第1項	準用する、第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項			第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第2項
	準用する条例第26条第2項	準用する、第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項			第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	第49条第1項	条例第27条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて		第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第3項
					第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第3項
第49条第2項	第10条				第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第3項
第49条第3項	条例第27条第2項				第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第3項
第49条第3項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）				都市計画決定権者の名称
第49条第3項第2号	対象事業				都市計画対象事業
第49条第3項第3号	条例第27条第1項各号のいずれか				都市計画決定権者の名称
第52条第1項	条例第29条第2項				都市計画対象事業
第52条第2項	第10条				
	条例第29条第3項				
第52条第3項	条例第29条第3項				
第52条第3項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）				都市計画決定権者の名称
第52条第3項第2号	対象事業				都市計画対象事業

第52条第3項 第3号	条例第29条第1項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第1項
第53条第1項	条例第29条第5項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第5項
第53条第2項	第10条	第61条第2項の規定により読み替えて適用される第10条
	条例第29条第7項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第7項
第53条第3項	条例第29条第7項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第7項
第53条第3項 第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第53条第3項 第2号	対象事業	都市計画対象事業
第53条第3項 第3号	条例第29条第6項	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第29条第6項
別表第2	対象事業の区分	都市計画対象事業の区分
	該当する対象事業	該当する都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
別表第3	対象事業	都市計画対象事業

第63条第2項中「第50条の」を「第50条及び別表第4の」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第28条第2項	事業者	第34条第1項に規定する都市計画決定権者
	第24条第1項	高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号。以下この条において「施行規則」という。）第61

		条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
	第6条第1項第2号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	を変更しよう	の変更に係る都市計画の変更をしよう
	当該変更	当該事項の変更
条例第28条第3項	第1項の規定は	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項の規定は
	第24条第1項	同条第1項の規定により読み替えて適用される第24条第1項
	第6条第1項第2号	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	前項	施行規則第63条第2項の規定により読み替えて適用される前項
	事業者	都市計画に係る事業者
	第1項中	施行規則第61条第1項の規定により読み替えて適用される第1項中
第50条第1項	条例第28条第2項	第63条第2項の規定により読み替えて適用される条例第28条第2項
	別表第4	第63条第2項の規定により読み替えて適用される別表第4
	対象事業	都市計画対象事業
第50条第2項	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	条例第28条第2項	第63条第2項の規定により読み替えて

		適用される条例第28条第2項
第50条第2項第2号	別表第4	第63条第2項の規定により読み替えて適用される別表第4
	対象事業	都市計画対象事業
第50条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第7条	第61条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
別表第4	対象事業の区分	都市計画対象事業の区分
	該当する対象事業	該当する都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

第64条第1項中「第5条第2項の」を「第5条第2項に規定する」に改め、同条第5項中「同項の」を削る。

第66条第1項及び第2項第3号並びに第67条第1項中「同条の地域」を「関係地域」に、「当該地域」を「当該関係地域」に改める。

第68条の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条第1項	対象事業に係る条例第14条第1項第1号	対象港湾計画に係る条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第1号
	のうち対象事業	のうち対象港湾計画
第17条第1項第1号	第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項	対象港湾計画の名称
第17条第1項第2号	対象事業に係る工作物及び土地の利用計画	対象港湾計画に定められる主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要
第17条第1項第3号	工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要	対象港湾計画に定められる埋立地の規模及び配置に関する事項の概要
第17条第1項第4号	前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されて	その他の対象港湾計画に定められる港湾開発等に関する事項（既に決定され

	いる内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの	ている内容に係るものに限る。)であって、その変更により港湾環境影響が変化することとなるものの概要
第17条第2項	対象事業に係る条例第14条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第6条第1項第3号	対象港湾計画に係る条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第3号
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第17条第3項	第1項第1号に掲げる事項のうち、第7条第1項第4号に掲げる事項及び前項において読み替えて準用する同条第2項	第68条において読み替えて準用する前項
第17条第4項	対象事業	対象港湾計画
	条例第14条第1項第5号	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第5号
	準用する	準用する。この場合において、第7条第4項中「環境影響評価」とあるのは、「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする
第17条第5項	対象事業	対象港湾計画
	条例第14条第1項第6号ア	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第6号ア
第17条第5項第5号	環境影響	港湾環境影響
第17条第5項第6号	事業者以外	港湾管理者以外
第17条第6項	対象事業に係る条例第14条第1項第6号イ	対象港湾計画に係る条例第37条第2項において準用する条例第14条第1項第6号イ
第17条第6項第1号	以下この条	以下第68条において読み替えて準用するこの条
	事業者	港湾管理者

	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響	第19条	条例第15条	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第15条
第17条第6項第5号	環境影響	港湾環境影響		「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは、	「50部」とあるのは「25部」と、「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは
第17条第7項	対象事業	対象港湾計画	第20条	条例第16条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第1項
	条例第14条第1項第6号ウ	条例第37条第2項において準用する条例第14条第1項第6号ウ	第21条	条例第16条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第1項
第17条第7項第1号及び第2号	事後調査	港湾事後調査		読み替える	、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替える
	事後調査	港湾事後調査	第22条	条例第16条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第1項
第17条第7項第3号	事後調査	港湾事後調査	第22条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
	環境影響	港湾環境影響	第22条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（第65条第1号に規定する埋立て等区域をいう。以下同じ。）（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第17条第7項第4号	事後調査	港湾事後調査	第22条第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第17条第7項第5号	事業者以外	港湾管理者以外	第22条第7号	条例第18条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第18条第1項
第17条第7項第7号	前各号	第68条において読み替えて準用する第1号から第5号まで	第23条	条例第16条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第2項
	事後調査	港湾事後調査		事業者	港湾管理者
第17条第8項	対象事業	対象港湾計画	第23条	第23条	第68条において読み替えて準用する第23条
	条例第14条第1項第6号エ	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第14条第1項第6号エ			
	環境影響評価	港湾環境影響評価			
第18条	準用する	準用する。この場合において、第8条中「対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の」とあるのは「1以上の」と、「環境影響」とあるのは「港湾環境影響」と読み替えるものとする			

	第22条各号	第68条において読み替えて準用する第22条各号
第24条	条例第16条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第16条第2項
第25条	条例第17条	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第17条
第28条	条例第18条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第18条第1項
第29条	条例第20条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第20条第1項
第30条第1項	条例第21条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第21条第1項
第30条第1項第2号	第22条第1号から第3号まで	第68条において読み替えて準用する第22条第1号から第3号まで
第30条第1項第3号	次条	第68条において読み替えて準用する次条
第30条第3項	事業者	港湾管理者
第31条第2号	対象事業	対象港湾計画
第32条第1項	前条	第68条において読み替えて準用する前条
第32条第2項	事業者	港湾管理者
第33条第1項	第31条	第68条において読み替えて準用する第31条
第36条第1項	前条	第68条において準用する前条
第37条	条例第21条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第21条第2項
第37条第1号	対象事業	対象港湾計画
第38条	第30条	第68条において読み替えて準用する第30条

第40条第1項	条例第22条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第22条第2項
第40条第2項	条例第22条第4項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第22条第4項
第41条第1項	第17条	第68条において読み替えて準用する第17条（第7項第6号及び第9項を除く。）
第42条第1項	条例第23条	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第23条
	「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは、	「50部」とあるのは「25部」と、「同条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは
第42条第2項	条例第23条	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第23条
	別表第3の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為	港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第3項の地方港湾審議会への諮問
第43条	条例第24条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第1項
第44条	条例第24条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第1項
	読み替える	、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替える
第45条	条例第24条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第1項
第45条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第45条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを

		除く。)の面積
第45条第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第46条	条例第24条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第24条第2項
	事業者	港湾管理者
	第46条	第68条において読み替えて準用する第46条
	第45条各号	第68条において読み替えて準用する第45条各号
第49条第1項	条例第27条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第27条第1項
	により、同項第3号に該当することとなった場合にあっては別記第4号様式によりしなければ	によりしなければ
第49条第2項	条例第27条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第27条第2項
第49条第3項	条例第27条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第27条第2項
第49条第3項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第49条第3項第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第49条第3項第3号	条例第27条第1項各号のいずれか	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第27条第1項第1号又は第2号
第55条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名	港湾管理者の名称及び住所

	並びに主たる事務所の所在地)	
第55条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第55条第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第55条第4号	事後調査	港湾事後調査
第55条第5号	事後調査	港湾事後調査
	環境影響	港湾環境影響
第55条第6号及び第7号	事後調査	港湾事後調査
第56条	条例第33条第1項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第1項
	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
第57条	条例第33条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項
第58条	条例第33条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項
	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
	読み替える	、同条第2号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替える
第59条	条例第33条第2項	条例第37条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項
第59条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第59条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の

		港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第59条第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第59条第5号	事後調査報告書	港湾事後調査報告書

第71条に見出しとして「（法対象事業等に係る手続）」を付し、同条第1項中「第10章」を「次章」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第30条第1項	条例第21条第1項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第21条第1項
第30条第1項第3号	次条	第71条第1項において読み替えて準用する次条
第30条第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長
第31条第2号	対象事業	法第2条第4項に規定する対象事業
第32条第1項	前条	第71条第1項において読み替えて準用する前条
第32条第2項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長
第33条第1項	第31条	第71条第1項において読み替えて準用する第31条
第36条第1項	前条	第71条第1項において準用する前条
第37条	条例第21条第2項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第21条第2項
第37条第1号	対象事業	法第2条第4項に規定する対象事業
第54条	条例第32条	条例第43条第1項において読み替えて

		準用する条例第32条
第55条第1号	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第55条第2号	対象事業	法第2条第4項に規定する対象事業
第55条第3号	対象事業実施区域	法第2条第4項に規定する対象事業が実施されるべき区域
第56条	条例第33条第1項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第1項
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長
第57条	条例第33条第2項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第2項
第58条	条例第33条第2項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第2項
	関係地域	法第15条に規定する関係地域
	読み替える	、同条第2号中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と読み替える
第59条	条例第33条第2項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第33条第2項
第59条第1号	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第59条第2号	対象事業	法第2条第4項に規定する対象事業
第59条第3号	対象事業実施区域	法第2条第4項に規定する対象事業が実施されるべき区域
次条	条例第44条第3項	条例第43条第1項において準用する条例第44条第3項
第73条	条例第45条第2項	条例第43条第1項において読み替えて準用する条例第45条第2項

第71条第2項中「第48条第1項の」を「第48条第1項に規定する」に改め、同項の表を次のように改める。

--	--	--

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第30条第1項	条例第21条第1項	条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第21条第1項
第30条第1項第3号	次条	第71条第2項において読み替えて準用する次条
第30条第3項	事業者	港湾管理者（法第48条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）
	関係市町村長	同条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係市町村長
第31条第2号	対象事業	対象港湾計画（法第48条第1項に規定する対象港湾計画をいう。以下同じ。）
第32条第1項	前条	第71条第2項において読み替えて準用する前条
第32条第2項	事業者	港湾管理者
	関係市町村長	法第48条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係市町村長
第33条第1項	第31条	第71条第2項において読み替えて準用する第31条
第36条第1項	前条	第71条第2項において準用する前条
第37条	条例第21条第2項	条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第21条第2項
第37条第1号	対象事業	対象港湾計画
第55条	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
第55条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第55条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画

		に定められる埋立て等区域（第65条第1号に規定する埋立て等区域をいう。第59条第2号において同じ。）（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第55条第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第55条第4号	事後調査	港湾事後調査
第55条第5号	事後調査	港湾事後調査
	環境影響	港湾環境影響
第55条第6号及び第7号	事後調査	港湾事後調査
第56条	条例第33条第1項	条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第1項
	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
	関係市町村長	法第48条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係市町村長
第57条	条例第33条第2項	条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項
第58条	条例第33条第2項	条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項
	事後調査報告書	港湾事後調査報告書
	関係地域	法第48条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係地域
	読み替える	、同条第2号中「事業者」とあるのは「法第48条第1項に規定する港湾管理者」と読み替える
第59条	条例第33条第2項	条例第43条第2項において読み替えて準用する条例第33条第2項

第59条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第59条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第59条第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第59条第4号	関係地域	法第48条第2項において読み替えて準用する法第15条に規定する関係地域
第59条第5号	事後調査報告書	港湾事後調査報告書

第71条第3項中「期間」を「日数」に改める。
 第72条中「第44条第3項に規定する」を「第44条第3項の」に、「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。
 第73条中「適当と」を「適当であると」に改める。
 別表第1中「第4条関係」を「第4条、第6条関係」に改め、同表(5)の項を次のように改める。

(5) 条例別表の5の項に掲げる事業	ア 水力発電所の設置の工事業	(ア) 出力が3万キロワット以上である水力発電所を設けるもの（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が15,000キロワット以上3万キロワット未満である水力発電所を設けるもの（この項のアの(イ)の第3欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当
--------------------	----------------	---	--

		該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)
	(イ) 出力が15,000キロワット以上3万キロワット未満である水力発電所を設けるもの（当該水力発電所の設置の工事が、大規模ダム新築又は大規模堰新築若しくは大規模堰改築（以下「大規模ダム新築等」という。）を併い、かつ大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）	
イ 水力発電所の変更の工事業	(ア) 出力が3万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が15,000キロワット以上3万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの（この項のイの(イ)の第3欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）

			ある部分を除く。）
	(イ) 出力が15,000キロワット以上3万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの（当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）		
ウ 火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事業	出力が15万キロワット以上である火力発電所を設けるもの	出力が75,000キロワット以上15万キロワット未満である火力発電所を設けるもの	
エ 火力発電所の変更の工事業	出力が15万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が75,000キロワット以上15万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	
オ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所を設けるもの	
カ 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの	

別表第1の(8)の項中「20,000立方メートル」を「2万立法メートル」に、「40,000立法メートル」を「4万立法メートル」に、「10,000立法メートル」を「1万立法メートル」に改め、同表(9)の項中「40,000立法メートル」を「4万立法メートル」に、「10,000立法メートル」を「1万立法メートル」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「特別地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区の区域

- (2) 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は高知県立自然公園条例第5条第1項の規定により指定された高知県立自然公園の区域
- (3) 自然環境保全法第14条第1項の規定に基づき指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域又は高知県自然環境保全条例第14条第1項の規定に基づき指定された高知県自然環境保全地域の区域
- 別表第2中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3の1の項ウ中「、第10条第1項若しくは第4項又は第18条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請」を「若しくは第10条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請又は同法第18条第2項若しくは第3項の規定による届出」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表の左欄に掲げる対象事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる行為のうち2以上の行為がなされる場合にあっては、当該2以上の行為のうち最初に行われる行為の前までに評価書を送付しなければならないものとする。

別表第4中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 [㊟]
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

第二種事業概要届出書

高知県環境影響評価条例第5条第1項の規定により、次のとおり第二種事業の概要を届け出ます。

第二種事業の名称		
第二種事業の種類及び規模		
第二種事業が実施されるべき区域		
第二種事業の概要 (第二種事業の目的に工作物の新設又は増改築が含まれる場合は、当該工作物の配置計画の概要を含みます。)		
連絡先	氏名	
	部署名	
	電話番号	

- 注 1 「第二種事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。
- 2 「第二種事業が実施されるべき区域」欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村の名称から地番までを記入し、当該区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の平面図を添えてください。

第2号様式（第49条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 [㊟]
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

対象事業廃止届出書

高知県環境影響評価条例第27条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
対象事業の種類及び規模		
廃止年月日		年 月 日
廃止の理由		
連絡先	氏名	
	部署名	
	電話番号	

- 注 「対象事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。

第3号様式（第49条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

対象事業修正届出書

高知県環境影響評価条例第27条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
対象事業の種類		
修正年月日		年 月 日
修正内容	修正前	
	修正後	
修正の理由		
連絡先	氏名	
	部署名	
	電話番号	

注 「対象事業の種類」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類を記入してください。

第4号様式（第49条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

対象事業引継ぎ届出書

高知県環境影響評価条例第27条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
対象事業の種類及び規模		
引継ぎ年月日		年 月 日
対象事業を引き継いだ者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）		
引継ぎの理由		
連絡先	氏名	
	部署名	
	電話番号	

注 「対象事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。

第5号様式（第51条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ⑥
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

対象事業引継ぎ届出書

高知県環境影響評価条例第28条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
引継ぎ年月日	年 月 日
対象事業を引き継いだ者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	
引継ぎの理由	
連絡先	氏名
	部署名
	電話番号

注 「対象事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。

第6号様式（第52条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ⑥
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

手続再実施届出書

高知県環境影響評価条例第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
変更を要する事項	
対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化の程度その他の事情	
再実施する手続	<input type="checkbox"/> 高知県環境影響評価条例第6条から第24条までの規定の例による手続 <input type="checkbox"/> 高知県環境影響評価条例第12条から第24条までの規定の例による手続
再実施予定年月日	年 月 日
連絡先	氏名
	部署名
	電話番号

- 注 1 「対象事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。
- 2 「変更を要する事項」欄は、高知県環境影響評価条例第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項のうち、変更を要する事項を具体的に記入してください。
- 3 「再実施する手続」欄は、該当するものの□内に△点を付けてください。

第7号様式（第53条関係）

年 月 日

高知県知事 様

提出者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

手続再実施協議書

高知県環境影響評価条例第29条第5項の規定により、次のとおり協議します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
評価書の公告年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
対象事業に着手しなかった理由その他の特別な事情	
対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化の程度その他の事情	
連絡先	氏名
	部署名
	電話番号

注 「対象事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。

第8号様式（第54条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

対象事業工事着手届出書

高知県環境影響評価条例第32条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
工事着手年月日	年 月 日
工事の施行者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	
対象事業着手後の工事計画	
工事完了予定年月日	年 月 日
連絡先	氏名
	部署名
	電話番号

注 「対象事業の種類及び規模」欄は、高知県環境影響評価条例別表に掲げる事業の種類及び規模を記入してください。

第9号様式（第72条関係）

9センチメートル

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真貼り付け箇所</p> </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>上記の者は、高知県環境影響評価条例第44条第2項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 </p>
---	--

9センチメートル

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

高知県環境影響評価条例（抜粋）

（報告等及び立入検査）

第44条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業に係る工事が実施され、若しくは工事完了後に事業活動が行われている区域に立ち入り、対象事業の実施中又は実施後の状況について調査させることができる。

3 前項の規定に基づき立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求のあったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県環境影響評価条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県環境影響評価条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第763号
 高知県議会告示第6号
 高知県教育委員会告示第9号
 高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月 高知
 高知
 高知
 高知

県告示第645号
 県議会議長告示第1号
 県教育委員会告示第30号
 県警察本部告示第1号
 平成25年12月27日

の一部を次のように改正する。

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 森田 英二
 高知県教育委員会委員長 小島 一久
 高知県警察本部長 小林 良樹

第4条第2項中「職員を」を「職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて一般職員の例により決定するものとする。

別表第2（その1）中「1級21号給」を「1級24号給」に、「1級9号給」を「1級12号給」に改め、同表（その2）中「9」を「12」に、「13」を「16」に、「17」を「20」に、「21」を「24」に、「25」を「28」に、「29」を「32」に、「31」を「34」に、「33」を「36」に、「35」を「38」に、「37」を「40」に、「39」を「42」に、「41」を「44」に、「43」を「46」に、「45」を「48」に、「47」を「50」に、「49」を「52」に、「51」を「54」に、「53」を「56」に、「55」を「58」に、「57」を「60」に、「59」を「62」に、「61」を「64」に、「63」を「66」に、「65」を「68」に改める。

別表第3の2中

「 58 」	「 57 」
--------------	--------------

58
59
59
60
60
61

を

58
58
58
59
59
59

に、

71
71
71
71
72
72
72
72
73
73
73
74
74
74
75

を

70
70
70
71
71
71
71
71
71
72
72
72
72
72

75
75

72
72

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この就業規則は、平成26年4月1日から施行する。
（初任給の調整）
- 2 この就業規則の施行の日以後に新たに職員となる者で、一般職員の例により職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）第11条から第13条までの規定に該当するものの初任給については、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則別表第2（その1）の規定にかかわらず、一般職員の例によりその者の号給を決定するものとする。
（雑則）
- 3 この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に關し必要な事項は、一般職員の例による。

高知県告示第764号

高知県議会告示第7号

高知県教育委員会告示第10号

高知県警察本部告示第3号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18

高知県告示第842号
 高知県議会告示第4号
 高知県教育委員会告示第18号
 高知県警察本部告示第4号

の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 森田 英二
 高知県教育委員会委員長 小島 一久
 高知県警察本部長 小林 良樹

附則第3項中「受ける給料月額」を「受けることとなる給料月額（以下この項において「新給料の月額」という。）が」に、「下回っている間」を「下回っている間（平成27年3月31日までの間に限る。）」に、「経過措置額」を「経過措置額から、経過措置額から新給料の月額を減じた額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額」に改め、附則第4項中「給料の額及び」を「給料の額

から、当該給料の額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円（前項の2分の1を乗じて得た額と合計した額が5,000円を超えるときにあっては、当該合計した額が5,000円となる額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額及び」に改める。

附 則

この就業規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県告示第765号

高知県議会告示第8号

高知県教育委員会告示第11号

高知県警察本部告示第4号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18

高知県告示第842号
高知県議会告示第4号
年12月 高知県教育委員会告示第18号
高知県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

高知県知事	尾崎 正直
高知県議会議長	森田 英二
高知県教育委員会委員長	小島 一久
高知県警察本部長	小林 良樹

附則第3項中「平成27年3月31日」を「経過措置額と新給料の月額との差額を、5,000円に平成26年4月1日から給料を支給する日までの期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。）に相当する数を乗じて得た額（以下「差額調整額」という。）を超えることとなる」に、「経過措置額から新給料の月額を減じた額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた）を「差額調整額（差額調整額が経過措置額と新給料の月額との差額を超えるときは、当該差額に相当する）」に改め、附則第4項中「、当該給料の額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円（前項の2分の1を乗じて得た額と合計した額が5,000円を超えるときにあっては、当該合計した額が5,000円となる額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた）を「差額調整額（前項の経過措置額から減ずる額と合計した額が差額調整額を超えるときにあっては、当該合計した額が差額調整額となる額とし、差額調整額（前項の経過措置額から減ずる額と合計した額が差額調整額を超えるときにあっては、当該合計した額が差額調整額となる額）が当該給料の額を超えると

きは、当該給料の額に相当する」に改める。

附 則

この就業規則は、平成27年4月1日から施行する。